

野田市子ども家庭総合支援拠点機能  
充実専門委員設置規則の一部を改正す  
る規則をここに公布する。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第7号

野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員設置規則の一部を  
改正する規則

野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員設置規則（令和2年野田市  
規則第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市こども家庭センター機能充実専門委員設置規則

第1条中「第10条の2の規定に基づき」を「第10条の2第1項の規定に  
より」に、「野田市子ども家庭総合支援拠点の機能」を「野田市こども家庭セ  
ンターの機能」に、「野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員」を「  
野田市こども家庭センター機能充実専門委員」に改める。

第2条第1号中「野田市子ども家庭総合支援拠点」を「野田市こども家庭セ  
ンター」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。